

# 資 料

# 1 総合計画における成果指標

## (1) 目標と指標

総合計画には、施策を進めた結果、「めざすまちの姿」の実現にどのくらい近づけたのかを測定するため、個別目標ごとに数値目標を指標として設けています。

この指標を定期的に検証していくことで、行政だけではなく、区民をはじめ企業、NPO など多くのまちづくりの主体の方々が、目標の達成状況を検証し、その結果を踏まえ、適時、施策等の見直しを行ないます。

## (2) 活動指標と成果指標

行政活動の実績や成果を表すもの、それが「指標」です。指標には「活動指標（アウトプット指標）」と「成果指標（アウトカム指標）」があります。

「活動指標」は、事務事業として何をどれだけ実施したかを示すものです。

「成果指標」は、活動の結果、目的に照らしてどのような成果があったかを示すものです。

これまでの行政は、予算の額（インプット）や活動実績（アウトプット）を重視してきましたが、これからは地域の課題・ニーズが解決された状態である「成果」が達成されたかどうか重要になります。

成果指標は、施策を進めていった結果、総合計画の個別目標がどの程度達成されたのかを測定する物差しとするために、個別目標を実際に数値で測っていくことが可能な項目に置き換えて示したものです。

## (3) 指標設定の考え方

設定する指標は、事業や活動の結果として生じる状態を示す「成果指標」を原則とします。

また、成果指標は、「個別目標の具体的な成果を示す要素であること」と、「定期的に数値を測ることができること」とし、

### ① 区民の意識や感じ方に関するもの

例) 区民のうちで子育てがしやすいと感じる割合

### ② 統計的な数値によるもの

例) 保育園入所待機児数

という、主観的な指標と客観的な指標の両者を設定しています。

ただし、成果をイメージできても指標にしづらい場合や指標としてイメージできても実際のデータがない場合など、指標の設定が困難な場合があります。その

場合は、「活動指標」を指標とします。

#### (4) 成果指標の目標値

目標値は、「個別目標が達成された状態」における達成レベルを数値として設定しました。目標年度は、総合計画の計画期間と同様、平成29年度としています。なお、目標値の設定が現時点では困難な項目については、目指すべき方向性を示しました。

また、都市マスタープランに関連する指標については、平成30年度以降の将来目標も示しています。



#### (5) 指標の改善

指標は、行政評価の重要な要素ですが、具体的に何を成果指標とするかは、難しい面があります。行政評価を効果的なものとするためにも、適切な指標の設定は大事なことです。実際の運用結果や第三者評価の実施などを通じて指標の変更や追加を行って指標を改善していきます。


## ■まちづくり編


個別目標	I-1 参画と協働により自治を切り拓くまち					
指標では かる要素	①多くの区民が区政に参画している ②協働の主体となる団体、事業が存在する					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
I-1	区政への関心度	区政に関心がある区民の割合	自治が育まれるためには、その前提として、区民の区政への関心の高まりが必要であるため	69.40%	73%	平成18年度新宿区区民意識調査
I-1	協働提案制度による協働事業の提案数及び事業実施数	協働提案制度の公募により提案及び選定され事業を実施した数	協働事業の拡充が自治を育むことにつながるため	提案件数 17件 事業実施数 事業 (19年度 選定事業)	提案件数 40件 事業実施数 10事業	
I-1	区に登録しているNPOの数	区のNPO活動団体登録制度における登録団体の数	より多くの団体が登録することにより、地域におけるNPO活動の拡大とネットワーク化により、地域を支える仕組みが充実し自治が育まれていくため	55団体	100団体	




個別目標	I-2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち					
指標では かる要素	①多くの区民が地域活動に参加している ②地域におけるコミュニティが活性化している ③地域コミュニティ活動の拠点である地域センターをより多くの区民が利用している					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
I-2	町会・自治会の加入率	町会・自治会の加入世帯率	町会・自治会の活性化は、地域自治推進の大きな要素となるため	46.18% (平成18年)	60%	毎年8月1日現在の数値を各特別出張所で集計
I-2	地域コミュニティ活動への参加率	地域の中でコミュニティ活動を行っている人の割合	地域における自主的なコミュニティ活動の活性化は地域における自治推進の大きな要素となるため	46.00%	60.00%	平成18年度新宿区民意識調査
I-2	地域センターの利用率	地域センター利用の割合	地域コミュニティ活動の拠点である地域センターをより多くの区民が交流の場として利用することで、区民の連帯・自治意識醸成が期待できるため	64.5% (平成18年度8地域センター平均利用率)	80%	地域文化部事務事業概要


個別目標	Ⅱ-1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち					
指標では かる要素	①互いの人権を尊重している ②だれもが男女共同参画できる社会だと感じている					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ-1	区民の人権に対する意識	性別、障害の有無、信条、職業、国籍の違いにかかわらずお互いを尊重し認めあっていると思う区民の割合	人権を育む取組みに対する成果を示すため	今後意識調査実施予定		
Ⅱ-1	男女共同参画に対する意識	家庭生活や職場、地域活動など、社会全体で男女が平等と感じる区民の割合	男女平等な社会参加に対する区民の感覚を示す	35.3%		平成18年度第2回区政モニターアンケート

個別目標	Ⅱ-2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち					
指標では かる要素	①地域による子育ての支援体制がある ②親の子育ての負担が軽減されている ③安心して子育てできるサービスが整っている					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ-2	子育て支援に関する地域活動状況	子育て支援に関する活動をしている人の割合	子育てを応援するサポーターや活動の拡充が子育てしやすいまちの実現につながるため	61.30%	70%	「平成17年度第1回新宿区区政モニターアンケート」
Ⅱ-2	子育てが楽しいと感じられる保護者の割合	(保育園在園児の)保護者が子育てを楽しんでいる割合	育児について個々の施策の実施状況とあわせ、楽しく子育てできるかどうかの実感が重要なため	90.8% (平成18年度)	100%	保育課アンケート調査実績
Ⅱ-2	保育園の待機児童数	4月1日現在における認可保育園の待機児童数	保育園待機児童数を把握しその解消を図ることが必要なため	26人	0人 (早急に目標達成しその後も維持する)	実績値



個別目標 Ⅱ-3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち						
指標では かる要素 ①学習の意欲が高まり学力が身についている ②学校・家庭・地域が協力して教育に取り組んでいる						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ-3	分かる授業の実践	授業が分かりやすくなったと感じる児童・生徒の割合	学習に対する子どもの意識を示す	60.60%	80%	小中学生・ 教員・保護 者・地域へ の意識調査
Ⅱ-3	学校評価実施率	第三者評価を含めた新しい学校評価を実施する学校の割合	子ども・保護者・地域の意向を踏まえた教育活動が行われているかを示す	0%	100%	
Ⅱ-3	学校・家庭・地域が協力した教育の取り組み	学校・家庭・地域が協力して教育に取り組んでいると感じる区民の割合	地域連携による教育に対する区民意識を示す	今後意識調査実施予定		

個別目標 Ⅱ-4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち						
指標では かる要素 ①学習やスポーツを楽しむ機会がある ②図書館の幅広いニーズに応じた対応ができる						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ-4	学習活動の実施状況	学習活動を継続的に 行なっている区民の割合	学習の活性化が生きがいのある人生につながるため	今後意識調査実施予定		
Ⅱ-4	中央図書館のレファレンス件数	レファレンス(必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内すること)件数	利用者の研究調査や資料検索ニーズに応えられているかの目安となるため	30件/1日	60件/1日	
Ⅱ-4	図書館における子どもの年間貸出冊数	図書館の子ども の年間貸出冊数	子どもの読書習慣の定着を図るため、効果的に事業が進められているか客観的に判断するため	376,000冊	414,000冊 (10% 増)	



個別目標	Ⅱ-5 心身ともに健やかにさせるまち					
指標では かる要素	①健康であると感じている ②健康管理に対し何らかの行動を起こしている					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	データ出典
Ⅱ-5	健康に対する状態	心身ともに健やかに くらししていると感じ る人の割合	健康づくりに対する区 民意識を示す	今後意識調 査実施予定		
Ⅱ-5	心の問題について気 軽に相談できる場所 の認知度	心の問題について気 軽に相談できる場所 を知っている人の割 合	心の健康に対する区民 意識を示す。	アンケート 29.5%		新宿区健康 づくり区民 意識調査 (平成18 年度)
Ⅱ-5	毎年の健康診断の受 診	毎年健康診断を受診 している人の割合	区民の健康管理に対す る意識と行動を示す	アンケート 62.7%		新宿区健康 づくり区民 意識調査 (平成18 年度)

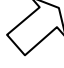
個別目標	Ⅲ-1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち					
指標ではかる要素	①地域の人々がさまざまな状況にある人を支える ②介護サービスを利用して在宅で生活できる ③支援を要する人が自立し安定した生活ができる					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
Ⅲ-1	区民の地域福祉活動への協働意識	地域福祉活動の担い手は地域住民であるとする区民の割合	支え合いの仕組みづくりの進捗度を検証する	「高齢者の見守りを住民同士で行う」と考える区民 8.2%	「高齢者の見守りを住民同士で行う」と考える区民 30%	平成18年度新宿区民意識調査 4 協働意識 (1) 地域活動の推進方法
Ⅲ-1	介護サービスを利用した在宅生活の継続	「介護サービスを受けたい場所」の「在宅」の割合	住み慣れた地域での生活希望者の増加は、在宅サービスの充実度を示すため。	一般高齢者 60.4% 居宅サービス利用者 70.3%	一般高齢者 70% 居宅サービス利用者 80%	高齢者保健福祉施策調査 (平成17年3月)
Ⅲ-1	障害者等の生活の充実度	障害があってもいきいきと充実した生活を送れていると感じる割合	障害者等の社会参加や就労機会の拡大に対する実態を把握するため	今後意識調査実施予定		
Ⅲ-1	生活保護の被保護者の就労割合	被保護世帯のうち、福祉を受けながら就労している世帯も含めた就労世帯の割合	自立支援プログラムによる『就労、日常生活、社会参加』の自立促進を、就労割合により把握するため	被保護世帯就労率 11%	被保護者就労率 20%	東京都業務報告No.202 (平成18年7月現在)
Ⅲ-1	ホームレスの減少	新宿区のホームレスの人数	新たな定着数を0とし、自立支援による減少を検証するため	346人 (平成19年2月)	200人	東京都路上生活者概数調査報告



個別目標	Ⅲ-2 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち						
指標で はかる要 素	①高齢者が生きがいを持っている ②障害のある方が社会参加している						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
Ⅲ-2	高齢者で生きが いを感じている 人の割合	高齢者で生きがい を感じている人の 割合	高齢者が自立して元 気で暮らしていくた めには高齢者が生き がいを持っているこ とが重要なため	今後意識調 査実施予定		-	
Ⅲ-2	一般企業へ就労 する障害者が増 えること	福祉施設等での就 労から一般企業で の就労(一般就 労)に移行する障 害者数を増やすこ と	障害のある方への就 労促進を検証するた め	福祉施設か ら一般就労 への移行者 数 年13人 (平成17 年度実績)	 (平成23 年度末の目 標値 年 26人以 上)	-	( )は障 害福祉計 画の目標 値
Ⅲ-2	精神障害者の日 中活動の利用者 数	障害者自立支援法 に基づく日中活動 (生活介護、自立 訓練、就労移行・ 継続支援、地域活 動支援センターな ど)の利用者数	障害者自立支援法に 基づく日中活動の利 用者数を増加させ、 障害者の社会参加の 状況を検証するた め	25人 (1所) (平成19 年4月)	350人 (7所) (平成23 年度末)	-	障害福祉計 画の目標値 現状値は 17・18年 度実績
Ⅲ-2	最低居住面積水 準(※)未滿の 住宅の割合	最低居住面積水準 未滿の主世帯数/ 住宅総数	居住水準の向上の状 況を判断するため	11% (平成15 年)	5% (平成27 年)	解消する	住宅・土地 統計調査



※最低居住面積水準 健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠ですべての世帯が確保すべき水準  
単身者 25㎡、2人以上世帯 10㎡×世帯人員+10㎡


個別目標	Ⅲ－３ 災害に備えるまち						
指標で はかる要素	①災害に備えたまちになっている ②災害に対応した体制が整っている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	都市マスタープラン 将来目標	データ出典
Ⅲ－３	住宅の耐震化率	住宅の耐震化率	区内の住宅の耐震化率を算定することで耐震化の進捗を検証するため	約82% (平成15年)	90%以上 (平成27年)	95%以上 (概ね20年後を目標)	平成15年住宅・土地統計調査
Ⅲ－３	避難場所・避難所の理解度	避難場所・避難所を理解している区民の割合	被害を最小限にとどめ区民の安全を確保するためには、避難場所等を知っていることは重要なため。	今後意識調査実施予定		—	
Ⅲ－３	家庭内の防災対策の普及	家庭内の防災対策実施率	家庭内での防災対策の実施が一人ひとりの防災意識を高め、災害への対応能力の向上につながるため	今後意識調査実施予定		—	


個別目標	Ⅲ－４ 日常生活の安全・安心を高めるまち						
指標で はかる要素	①区民が安全・安心に生活を送っている ②消費者が安心してらせる						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)		データ出典
Ⅲ－４	区民の日常生活における安心度	安心して暮らしていると感じている区民の割合	安全・安心な生活については個々の施策の実施状況とあわせ、安心して暮らしているかどうかの実感が重要なため	今後意識調査実施予定			
Ⅲ－４	犯罪件数	新宿区内の犯罪発生件数	安全・安心の直接的指標となる。	警視庁統計			警視庁統計
Ⅲ－４	消費者の安心感	不安なく買い物ができる、消費生活のトラブルが少ないと感じる区民の割合	消費生活については個々の施策の実施状況とあわせ、安心して消費生活が送れるかどうかの実感が重要なため	今後意識調査実施予定			


個別目標	IV-1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち						
指標で はかる 要素	①ごみの排出量やエネルギーの使用量が減少している ②区民が環境に配慮した行動をとっている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
IV-1	区民1人1日あたりの区収集ごみ量の推移	17年度を基準にした、減少率 区民1人1日あたり区収集ごみ量=年間区収集ごみ量/人口/365日	ごみの発生抑制や資源回収の充実、事業系ごみの適正な排出など、ごみ減量と適正な廃棄物処理施策の進捗状況を知ることができる。	865g (平成17年度)  (参考) 年間収集ごみ量 96,442トン	50%減	—	区のごみ収集量統計
IV-1	資源化率の推移	資源回収量(集団回収含む)/(区収集ごみ量+資源回収量(集団回収含む))	今までごみとなっていた資源が回収により有効活用されていく尺度となるため。	17.4% (平成17年度)	35%	—	区のごみ収集量・資源量統計
IV-1	新宿区温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	新宿区における温室効果ガス排出量の平成2年度比増減。	新宿区における温室効果ガスの排出状況を検証する。 平成18年2月策定の新宿区省エネルギー環境指針において、京都議定書目標達成計画等を勘案し、平成32年度△5%に設定している。	+27.7% (平成15年)	△2.0%	△5.0% (平成32年度の目標)	23区温室効果ガス排出量算定手法

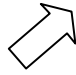


個別目標	IV-2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち						
指標で はかる 要素	①みどりが保全、育成されている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
IV-2	道路の緑被率	区の総面積に対する道路の緑被地の割合	都市の骨格である道路におけるみどりの増が必要なため	8.55%	10.00%	—	みどりの実態調査
IV-2	区の緑被率	区の総面積に対する樹木、樹林地、草地、屋上緑地の割合	みどりの増減の全体像を把握するため	17.47% (平成17年)	18.5%	25%	みどりの実態調査
IV-2	保護樹木の指定本数	保護樹木に指定した総本数	今あるみどりを残してみどり保全の象徴としてとらえるため	1,012本	1,100本	—	指定本数

個別目標	Ⅳ-3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち						
指標で はかる要 素	①公共交通の利用に不便を感じない ②歩行者が安全で歩きやすい						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
Ⅳ-3	鉄道駅のバリア フリー化率	バリアフリー化さ れた駅数/区内の 総駅数	障害のある人が自由 に行動できるまちの 実現を検証する	67.40%	100%	100%	各事業者資 料
Ⅳ-3	放置自転車台数	駅周辺の道路上に 放置された自転車 台数	良好な道路空間確保 が図れているかどう か検証する	4,631 台 (H19目 標 3,992)	2,395 台	-	
Ⅳ-3	都市計画道路の 整備率	区内の都市計画道 路完成延長/区内 の都市計画道路延 長	交通ネットワーク形 成の進捗状況を検証 する	約58% (平成17 年)	70%	75% (概ね20 年後を目 標)	
Ⅳ-3	道路の歩きやす さ満足度	安全に道路を歩け ると感じる人の割 合	「歩きやすさ」を感 じる区民の割合の増 減で、放置自転車対 策や道路整備の状況 を検証する	今後意識調 査実施予定		-	
Ⅳ-3	細街路の整備	区細街路拡幅整備 条例に基づく細街 路整備状況	細街路の整備箇所 の増により防災性の向 上度を測るため	実績値		-	

個別目標	V-1 歴史と自然を継承した美しいまち						
指標で はかる要 素	①地域特性に応じた景観に配慮したまちづくりが行われている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
V-1	(仮称)景観形成推進地区策定面積	景観形成推進地区策定面積	策定面積を算定することにより景観形成の推進状況を把握するため	0ha	200ha (区面積の約1割)	300ha (概ね20年後を目標)	
V-1	景観に対する区民意識	景観に配慮したまちなみになっていると感じる区民の割合	美しい景観が実感できるか区民の意識を把握するため	今後意識調査実施予定		-	

個別目標	V-2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち						
指標で はかる要 素	①地域の個性や魅力を活かした、快適で安全なまちづくりが行なわれている						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
V-2	地区計画等策定面積	地区計画等策定面積	策定面積を算定することで住民主体によるまちづくりの進捗度を検証するため	91.1ha	区の約5割の区域 (911ha)	区の約8割の区域	都市計画図書等
V-2	快適で安全なまちづくりに対する区民感覚	快適で安全なまちづくりが行なわれていると感じる区民の割合	快適で安全なまちづくりが行われているかを区民の実感で示す	今後意識調査実施予定		-	

個別目標	V-3 ぶらりと道草したくなるまち						
指標で はかる要素	①楽しく散策できる ②公園を楽しく利用できる						
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年 度)	目標 (平成29年 度)	都市マス タープラン 将来目標	データ出典
V-3	歩行系道路整備率	歩行系道路整備率 ＝歩行系道路整備 延長／区全体面積	楽しく歩けるみち (歩行系道路)は、 区民の身近に分布し ていることが大切で ある。単に整備延長 とするのではなく、 面積あたりの整備 「密度」を算出する ことにより、身近な 歩行系道路の整備度 合いを示す	1,198m/ km <sup>2</sup> (21,840 m /18.23k m <sup>2</sup> )	1,290m/ km <sup>2</sup> (総延長＋ 1,670m )	－	実績値
V-3	区民1人当りの 公園面積	区民1人当たりの 公園面積 供用中の公園面積 ／(住民基本台帳 人口+外国人登録者 数)	都市公園法施行令に おいて、市街地の都 市公園の住民一人当 たりの面積が5㎡以 上と定められてい る。	3.8㎡ (19年 4月現在)	3.9㎡ (公園全体 面積2ha 増)	5㎡	東京都建設 局公園緑地 部「公園調 書」
V-3	公園サポーター が登録している 公園比率	公園サポーターの 登録がある公園の 数／全区立公園数	公園に愛着を持って 管理してもらえる公 園サポーターの登録 割合を増やすこと が、公園の魅力アッ プにつながるため	40% (171園 中70園)	60% (171 園中103 園)	－	公園サポ ーター活動公 園数 (基準公園 数は遊び場 を除く)
V-3	公園利用者満足 度	公園の利用に関し て満足している区 民の割合	公園整備等を進める うえで重要な、公園 利用者である区民の 満足度を示す。	今後意識調 査実施予定		－	アンケート



個別目標	VI-1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち					
指標ではかる要素	①地域の文化を掘り起こし保存していく ②地域における文化や芸術に触れる機会がある ③地域における文化・芸術活動を行う機会がある					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
VI-1	歴史資源の整備・活用状況	区が整備・活用を行う文化・歴史的資源	まちの貴重な文化・歴史資源が適切に整備、活用されているか検証する	0件		
VI-1	区の伝統文化や文化財への関心度	区の伝統文化や文化財への関心の有無や深さ	区の伝統文化や文化財の認知度、興味の深さを示す	今後意識調査実施予定		
VI-1	文化芸術活動の状況	文化芸術活動を行なう機会があると感じる区民の割合	区民が文化芸術に接する機会があると感じているかを示す	今後意識調査実施予定		


個別目標	VI-2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち					
指標ではかる要素	①事業所が区内で新規開設している ②新しいIT産業等の育成や既存業種の経営転換に向けた企業活動がされている					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
VI-2	創業資金の融資件数	中小企業向け創業資金の融資件数の実績	創業資金活用状況で、文化創造産業など新たな産業への積極的な参入支援や、地域産業活性化の状況を示す	平成18年度 43件	約50%増 60件	新宿区中小企業向け創業資金融資実績
VI-2	情報技術活用促進資金の融資件数	中小企業向け情報技術（IT）活用促進資金の融資件数の実績	新しいIT産業等の育成や既存業種の経営転換に向けた企業活動の状況を示すため	平成18年度 10件	約3倍 30件	新宿区中小企業向け情報技術活用促進資金融資実績




個別目標	VI-3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち					
指標ではかる要素	①区民・来街者に区内の観光情報が発信されている ②商店街の活性化が図られている。 ③多文化共生のまちづくりが進んでいる					
個別目標	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
VI-3	観光マップ利用者数	観光マップの年間利用者数	観光マップの利用者数により区観光情報の発信状況を示す	32,015人	50,000人	
VI-3	区内各商店会の加入店舗率	各商店会が新宿区商店会連合会に報告する商店会加入店舗数の割合	商店の商店会への加入率が高まることで、商店会が一体となって活性化に取り組むことができることから、活気と魅力あふれる商店街の形成を検証する	平成18年度 83.1%	90%	新宿区商店会連合会実施の商店会加入状況アンケート
VI-3	しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした外国人と日本人の交流の促進	しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数	多文化共生のまちづくりを推進するため、外国人と日本人の相互理解の進捗を検証する	利用者数 1,464人 /月	利用者数 1,876人 /月	プラザ業務月報から算出





■ 区政運営編

個別目標	I-1 窓口サービスの利便性の向上					
指標ではかる要素	①多様なライフスタイルに対応した窓口サービスの充実					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
I-1	コールセンターの受付件数	コールセンターの受付件数（ホームページのFAQ（よくある質問と回答）システムへのアクセス件数を含む）	コールセンターの受付件数が増えることにより、多様なライフスタイルに対応したサービス提供がなされていることがわかるため	コールセンター 平成20年3月開設		
I-1	証明書発行数に占める証明書自動交付機による証明書発行の割合	証明書発行数に占める証明書自動交付機による証明書発行の割合	証明書自動交付機による発行の割合が増えることにより、ITの活用がされ、区民満足度の向上につながっていることがわかるため	平成20年度 平成21年度 度本稼働		

個別目標	I-2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行					
指標ではかる要素	①区民意見を区政に反映する仕組みが確立されている					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
I-2	区民意見を受けてから適正な期間内で処理できる割合	区民意見を受けてから2週間以内に完了した処理の、全体に占める割合	区民意見のデータベース化を図り、適正な処理日数を基準として、処理の迅速性を向上することにより、区民意見を区政に反映する仕組みが確立され、透明性が高まっていることがわかる	2週間以内に回答した割合 60% (平成18年度)		実績値

個別目標	I-3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し					
指標ではかる要素	①職員が意欲を持って目標にむかって職務を遂行している ②職員の意識改革が区民にわかる					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19 年度)	目標 (平成29 年度)	データ出典
I-3	目標管理型人事考課制度による意欲向上率	アンケートで、新人事考課制度によって意欲が向上したと回答する職員の割合	新人事考課制度による意欲向上や制度の理解度を測ることで、制度実施方法等の改善点を探ることができる	今後意識調査実施		
I-3	自主研究グループ数	自発的に能力向上を目指し活動している自主研究グループの数	区政の発展につながる研究活動をグループで行うことは、職員同士で刺激しあうことにより、効果的に能力と資質の向上を図ることができる	4グループ		実績値
I-3	接遇対応力の向上度	区政モニターアンケートにより、職員の接遇対応力が向上したと感じる人の割合	区民とともにまちづくりを進めていくために職員は、政策形成能力とともに、区民との関係を築く基礎となる接遇対応力を身につけていることが不可欠である	今後意識調査実施		

個別目標	Ⅱ－1 公共サービスの提供体制の見直し					
指標ではかる要素	①多様な主体がそれぞれの力を発揮している ②外郭団体が自主的に運営され、存在意義がある					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
Ⅱ－1	指定管理者制度へ移行した施設におけるサービスの向上と維持管理経費の節減度	指定管理者制度へ移行した施設において、利用者がサービスの向上を感じる割合が増えるとともに、維持管理経費が節減できていることを把握する	民間活力の活用により、効率的・効果的な事業を展開し、サービスの向上と経費の節減を図る	各施設指定管理者の事業評価のデータによる	移行時は、経費が前年度を下回る  移行後は、利用者がサービスの向上を感じる割合が前年度を上回り、経費は前年度を上回らない	各施設指定管理者の事業評価
Ⅱ－1	外郭団体の補助金収入依存度	自主的運営を図る	経営の効率化と人事給与制度の見直しへの継続した取組みがわかる	各外郭団体の収支計算書による		各外郭団体の収支計算書

個別目標	Ⅱ－2 施設のあり方を見直し					
指標ではかる要素	①施設の機能が、地域の施設需要に応えられている ②財産の有効活用が将来を見据えた活用となっている					
章	指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状 (平成19年度)	目標 (平成29年度)	データ出典
Ⅱ－2	集会室機能の稼働率	地域内の集会室機能をもった施設の稼働率  利用された区分数／延区分数	役割を終えた施設を見直して施設の再編・統廃合がなされ、地域の施設需要に応えていることを検証できる	地域内の集会室機能をもった施設の実績による	前年度を下回らない	実績値
Ⅱ－2	土地信託事業の運営による配当金	土地信託事業の運営による配当金	信託土地及び信託建物を適切に管理・運用して、土地信託事業を運営していることがわかる	806,397千円 (平成18年度)		区一般会計歳入歳出決算事項別明細書

## 2 用語集

---

### 【あ 行】

#### ○アスベスト問題

アスベスト（石綿）とは、天然に産する鉱物繊維のことで、耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建築材料のほか、電気製品、自動車、家庭用品等の様々な用途に用いられ、中でも吹き付けアスベストはビル等の耐火建築材として多く使われた。しかし、労働安全の面から、昭和50年、アスベストの吹き付けは原則禁止されている。現在、これら吹き付けアスベストが使用された建築物が建替えの時期を迎えつつあり、建築物の解体に伴うアスベストの環境への飛散防止対策が課題となっている。

#### ○アメニティ

心地よさという意味から転じて、快適な生活環境・空間をいい、人間的なすみやすさを示す概念。具体的には、生活環境において、快適な建物、場所、景観、気候などをいう。

#### ○インフラ（インフラストラクチャーの略）

都市における社会生活や経済活動を円滑に維持し、発展させるために基盤となる施設。道路・鉄道・港湾・上下水道、電気・ガス・通信などの施設をいう。

#### ○江戸四宿（えどししゆく）

江戸時代、五街道とともに整備された江戸（日本橋）に最も近い宿場町で品川宿、内藤新宿、板橋宿、千住宿をいい、江戸の内外を分けるひとつの目安となっていた。また、甲州街道の宿場として栄えた四宿の一つである内藤新宿は、新宿の名の由来となっている。

#### ○NPO（Non-profit Organizationの略、民間非営利組織）

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織をいう。国や都道府県からNPO法（特定非営利活動促進法）に基づく認証を得た団体は法人格を有する。

#### ○LRT（Light Rail Transitの略、新路面電車）

都市内の道路交通渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている、新しい交通システムのことをいう。超低床車両の導入により、乗降の際に高齢者や障害者などにも利用しやすいこと、事業費が地下鉄等と比べて低廉なことが特徴である。

#### ○延焼遮断帯

市街地の延焼を防止するため、幹線道路や河川、鉄道等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ不燃化された建築物により構築される帯状の延焼を防止する空間をいう。

#### ○オープンカフェ

公道にパラソルやテーブル椅子などを並べ営業する形態の喫茶店。区内では平成18年度にモア4番街通りでオープンカフェの社会実験を行っている。

#### ○オープンスペース

公園・広場・道路・河川・樹林地・農地など、建築物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内における広場や歩行者空間、植栽地として整備された空間や建築物間の空地などをさす。

#### ○温室効果ガス

地球の表面には大気があり、その大気の中には、地球から宇宙に出ていく熱をとじこめ、生物の生存に適した気温を保つ気体がある。これらの気体を「温室効果ガス」という。

温室効果ガスには、様々なものがあるが、京都議定書において削減の対象とされているものは、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）、CH<sub>4</sub>（メタン）、N<sub>2</sub>O（一酸化窒素）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF<sub>6</sub>（六フッ化硫黄）である。

---

## 【か 行】

### ○街区再編まちづくり制度（東京都しゃれた街並みづくり推進条例）

密集市街地等の様々な課題を抱える地域において、都市計画に基づく規制緩和などを活用して、細分化された敷地の統合、細街路や行き止まり道路の付けかえなどを行いながら、共同建替え等によりまちづくりを進め、個性豊かで魅力のあるまちを実現しようとする制度。

この制度では、合意形成の整った地区から、段階的に整備を進めることを可能とするため、土地所有者等による小さな単位の都市計画の提案にみちを開いているほか、地域の実情に即した都市計画等の制度運用や迅速な計画決定などを可能にしている。

### ○介護予防

機能訓練、筋力トレーニング、栄養状態の改善、痴呆予防の取り組み等、高齢者が介護に頼ることなく健康に暮らすことのできるよう能力を維持するための活動や対策。

### ○歌舞伎町ルネッサンス

歌舞伎町の環境浄化・環境美化を図り、歌舞伎町を映画、演劇、映像、文化芸術など「大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点」とすることにより、誰もが安心して楽しむまちへと再生する活動。

### ○基礎自治体

住民にとって最も身近な行政サービスを提供する市町村、特別区（東京 23 区）のこと。

### ○帰宅困難者

事業所や学校等に通勤、通学又は買い物その他の理由により来店、もしくは来所する者等で、大地震等の災害時に交通機関の運行が停止したことにより、自宅が遠いために、徒歩で帰宅することが困難となり、保護が必要となる者をいう。

### ○狭さく

間がすぼまって狭いことの意味で、歩道の拡張や、植栽の設置等により車道を部分的に狭くすることにより視覚的にスピードを抑制するもの。

### ○京都議定書

1997年に京都で開催された「第3回気候変動枠組み条約締約国会議（COP3）」で採択された、温室効果ガスの排出量の削減計画で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。2005年2月に発効し、日本は温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までに、1990年比で6%削減することが求められている。

### ○グリーンバンク制度

みどりのリサイクルの一環として、所有者が不要になった樹木を引き取り、一時的にストック場所等に預かり仮植えし、希望する者に提供していく制度

### ○景観行政団体

景観法に基づく景観計画の策定や景観計画に基づく規制などを行う地方公共団体のことをいう。都道府県、政令指定都市、中核市は景観行政団体に自動的になり、その他の区市町村は都道府県の同意により、景観行政団体になることができる。

### ○景観協定

景観法に基づき、対象地区の土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により定める景観の形成に関する協定。良好な景観の形成のため、建築物や工作物の形態意匠や建築物の敷地、位置、規模、緑化等に関するルールを定めることができる。

---

## ○景観計画

景観法第 8 条に基づき、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。

景観計画の区域、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めることができる。

## ○景観法

良好な景観の形成に向けた基本理念や住民、事業者、行政の責務等を規定した、景観に関する総合的な法律。

## ○健康寿命

人の寿命あるいは余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間。近年、実質的な寿命を測る指標として用いられるようになった。

## ○減災

災害時に発生し得る被害を最小限に抑えることをいう。

## ○建築協定

住宅地または商店街としての環境や利便性を維持増進するなどのため、建築基準法に基づき、土地の所有者及び借地権を有する者全員の合意により、特定行政庁が認可した建築物に関する協定。

建築基準法に定められた基準に加え、地域の特性に併せたきめ細やかな基準をルールとして定めることができる制度。しかし、建築協定で定める基準は、建築主事等による建築確認の対象事項にはならない。

## ○広域避難場所

大規模な市街地火災等の災害時に身の安全を確保するため、住民が避難する安全な場所をいう。東京都が震災対策条例に基づき、広域避難場所を指定し、主に大規模公園や空地が位置づけられている。

## ○公開空地

建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に不特定の人々に公開される通路や広場等の空間をいう。

## ○交通アセスメント

円滑な道路交通の確保等に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の開発行為について、道路管理者と開発者が調整し、計画段階で周辺地域への交通影響を調査・予測し、必要に応じて予防的対策を講じること。

## ○交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management の略）

交通量の抑制や分散などにより交通需要を管理し、交通混雑の緩和を図る手法をいう。具体的には、道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る。乗り入れ規制、パーク・アンド・ライド、共同配送などの手法を用い、円滑な交通ネットワークの実現により、環境の改善、二酸化炭素排出量の削減などの効果も期待できる。

## ○交通バリアフリー基本構想（新宿区）

高齢者や障害者も安心して暮らせる、住みよいまちづくりを進めていくため、「旅客施設と周辺道路、駅前広場、信号機等について、整合をとりつつ、安全性に配慮した上で、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めること」を目的とした交通バリアフリーに関する基本構想。（平成 17 年 4 月策定）

---

## ○コージェネレーション

一つのエネルギーから複数のエネルギー（電気・熱など）を取り出すシステムをいう。具体的には、発電を行うと同時に、従来、大気中に放出していた排熱を回収して給湯や冷暖房用に利用し、エネルギー効率を高めるシステムのこと。

## ○子どもの権利

子どもの保障されるべき基本的な人権を国際的に定めた条例が、1989年11月20日国連総会において採択され、1990年に「子どもの権利条約」が国際条約として発効された。日本は、1994年に条約を批准した。この条約による子どもの権利の代表的なものには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」がある。

## ○コミュニティガーデン（地域の庭）

地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までを自主的な活動によって支えている「みどりの空間」やその活動そのものをさす概念。本計画では「生活や活動の場にある身近なみどり」のことをいう。

## ○コミュニティスクール

地域独自の要望に基づき、保護者や地域の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となって、より良く作り上げていくことをめざす新しいタイプの学校。

## ○コミュニティゾーン

歩行者の通行を優先すべき住宅地などにおいて、自動車の速度規制や通過車両の進入の抑制、歩車分離などにより、歩行者が安全に通行できる環境づくりをめざす区域。

## ○コミュニティ道路

住宅系地区等において、自動車の速度の抑制等を行うために、道路の蛇行や狭さく、ハンプ等の手法を用い、歩行者などが安全かつ快適に歩行ができるように整備された道路。

## ○コミュニティバス

一定の地域内において、住宅地から中心部へのアクセスの向上など、その地域の目的に合わせて運行するバス。

## ○コミュニティビジネス

市民が主体となって地域課題の解決にビジネスとして取り組み、コミュニティの再生と、雇用や地域経済の活性化を同時に達成しようとする新しいまちづくりの手法。具体的な取り組み事例として、介護、福祉、育児・家事支援、教育、環境保護、公営施設の管理、ものづくり、観光、レストラン、コンテンツビジネス、コミュニティFM、コミュニティバスなどがある。

## ○コレクティブハウス

個人や家族がそれぞれ独立した住戸に居住して自立した生活を行うとともに、食堂などの共用スペースをもち、そのスペースを居住者自身が共同で利用・管理していく共同生活型住居。

## 【さ 行】

### ○SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome の略)

重症急性呼吸器症候群と呼ばれる感染症で、2003年の冬に東アジアを中心に急速に広まった。肺炎に似た症状があり、高熱や呼吸困難がみられ、頭痛、全身の倦怠感や意識混濁などの症状もある。

---

## ○災害時要援護者

災害発生時において、必要な情報を把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど適切な防災行動をとることが困難な方（寝たきり・痴呆症等の高齢者、障害者、乳幼児等）をいう。

## ○災害復興計画

大震災が発生したときに、東京都等の関係機関や住民と協力して復興事業を行うために策定される計画。

## ○細街路

幅員4m未満の狭い道路。

## ○細街路拡幅整備条例（新宿区）

安全で快適な災害に強いまちづくりを目的として、区民等の協力のもと、細街路を拡幅整備するために必要な事項を定めた条例。（平成14年6月施行）

## ○市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。

## ○自治基本条例

まちづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規。自治の仕組みやまちづくりの基本原則を具体的に規定し、条例というか形で法的根拠を持たせるもの。

## ○シックハウス問題

建材、塗料、家具などから発生するホルムアルデヒドなどの有害物質により、室内の空気が汚染されることによって引き起こされる病気や症状。近年、住宅の高気密化が進むなか、十分な換気が行われないことにより顕在化した。

## ○自転車等整理区画

放置自転車問題が著しい駅周辺の緊急避難的な対策として、道路上の歩行者の障害にならない場所を指定し、自転車や原動機付自転車が置くことのできる区画をいう。

## ○住宅ストック

ある時点におけるものの住宅の総量。これまでに蓄積された住宅をいう。

## ○消防水利

消防法に規定する消防に必要な水利施設として指定されたもので、消火栓や防火水槽等又はこれに類する施設をいう。

## ○食育

健康の基本となる食生活について教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、調理法、味覚形成、食べ物に関する知識を学ぶことで、豊かな食生活を楽しむ力をつけることを目指す。

## ○新型インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより発症する病気で、通常、ヒトからヒト等、同種の間で感染するものである。ウイルスが変異することによって発生する今までヒトが感染したことの無い新しいタイプのインフルエンザを新型インフルエンザと呼ぶ。



---

## ○新宿区省エネルギー環境指針（新宿区地域省エネルギービジョン）

地球温暖化を引き起こす温室効果ガス削減のため、区内のエネルギー消費量を把握したうえで、区の省エネルギーに関する目標を明示するとともに、目標達成に向けた施策を円滑に推進するための仕組みを示すことにより、区の地球温暖化防止活動の新たな展望を提示することを目的とする指針。（平成18年2月策定）

## ○生活習慣病

食習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に影響を及ぼす疾患の総称。肥満、高血圧、循環器病などは生活習慣病の一例である。

## ○セーフティネット

元々は、サーカスの空中ブランコや綱渡りのとき、万が一の落下に備えて張られた網から由来し、「安全網」「安心ネット」あるいは「安全装置」と訳されてきた。今日の一般的なセーフティネットとは、病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えている様々な対策をいう。

## ○セクシュアル・ハラスメント

労働や教育などの公的な場の社会関係において、歓迎されない性的言動または行為により、相手に不快感を与えること。

## ○絶対高さ制限（高度地区）

都市計画法に規定された地域地区の一つ。市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める。区では土地の有効高度利用と居住環境の維持・調和を図るとともに、良好なまちなみ景観の形成を目的に、斜線型の高さ制限に加えて、建築物の高さを一定の範囲内に留める制限として「建築物の絶対高さを定めた高度地区」を導入した（平成18年3月31日施行）。

## ○セットバック

指定された壁面線に沿って建築物を建てたり、細街路を拡幅して空地や道路幅員を確保するために、現在の位置よりも後退して建築物等を設置すること。

## 【た 行】

### ○耐震化率

全建築物のうち、新耐震基準（昭和56年基準）または、これと同等の耐震性能を有する施設の割合をいう。

### ○多文化共生社会

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、ともに生きていく社会。

### ○地域危険度

東京都震災対策条例に基づき、5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を行い、公表している指標。町丁目ごとに算定される地震に対する危険性を建物、火災、避難の面から1～5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を示したものの。

### ○地域主権

主権者である住民自身が互いに協力し、地域のために主体的に考え、行動することが重要であるという考え方。

---

## ○地域分権

生活に身近な行政サービスを身近な行政機関が提供するとともに、地域課題を地域のなかで解決することができるよう、自治体内の小地域を所管する行政区等の行政機関に一部権限を委譲すること。

## ○地域冷暖房

各ビルにボイラーや冷凍機などの冷暖房用の熱源機器を設置し、ビル毎に行ってきた従来の冷房・暖房に対して、地域内の建築物群の冷暖房・給湯をまとめて行うシステムのこと。一定の地域全体で1ヶ所又は数ヶ所の熱供給プラントを保有し、地域内の複数ビルを地域導管で接続することによって、熱需要を集中管理しながら効率的に冷暖房・給湯用の冷水・温水などを供給する。

## ○地下鉄副都心線（平成20年開業予定）

埼玉県の志木から池袋、新宿を経て渋谷まで計画された地下鉄路線。平成20年に開業予定。開業後は、池袋以西において東武東上線、西武有楽町線・池袋線と相互直通運転を行う予定。さらに、渋谷駅において東急東横線と平成24年度を目途に相互直通運転を行う予定で、埼玉県西南部方面から都心を経由し、横浜方面に至る広域的な鉄道ネットワークが完成される。区内では新宿三丁目、東新宿駅、西早稲田駅の三駅が開設される。

## ○地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態、公共施設の配置などを定め、その区域の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画。

## ○中高層階住居専用地区

都市計画法の特別用途地区の一つで、中高層の階を「住宅以外」の用途に使用する場合に、立体的な用途規制を強化し、住宅の確保等を図る地区。区では、「新宿区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例」の制定と「地区」を指定している（平成8年5月31日施行）。

## ○中水道

ビル内排水、下水道の処理水、雨水などを再生処理した水道のこと。中水は、便器洗浄や散水等の雑用水として使用されている。

## ○東京都（建築安全）条例の新防火地域

木造住宅密集地域等において建築物の不燃化を促進するため、建替え時等に建築物の耐火性能を強化する規制で、平成15年の東京都安全条例の改正で創設された東京都独自の制度。

知事に指定された地域の建築物は、原則として準耐火建築物又は耐火建築物とし、さらに、延べ面積が500㎡を超えるものは耐火建築物とすることが規定されている。

## ○道路率

公道総面積の全土地面積に占める割合のこと。

## ○特定街区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、有効な空地を確保等することにより、地域の環境の向上に寄与し、また、都市の機能にふさわしい街区を形成し、市街地の整備改善を図ることを目的にしたもの。建築物の容積率、高さの制限、壁面の位置の制限を都市計画として定める。

## ○都市施設

都市計画法で定められる都市の骨格を形成する施設で、道路、河川、公園等の施設、水道や電気、ガスの供給施設又は処理施設等、良好な都市環境を保持するために必要とされる施設。

---

## ○土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業。

## 【な 行】

### ○ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人等、社会的支援を必要とする人がそうでない人とともに、地域において普通の生活をし、ともに生きることができる社会を目指す考え方。

## 【は 行】

### ○ハザードマップ（新宿区洪水ハザードマップ）

大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合の浸水予測結果（平成13年8月東京都作成）に基づき、区内で予想される浸水範囲とその程度、各地域の避難所や示した地図。

### ○バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の略）

高齢者、障害者などの日常生活及び社会生活における移動上及び施設利用上の利便性、安全性の向上を図るために、公共交通機関の旅客施設等に係る「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と、公共施設等の建築物に係る「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）とを統合、一体化した法律。

### ○ハンブ

通過する自動車の通行速度を抑制すること目的に、道路を凸型又は凹型に舗装した箇所。また、イメージハンブという視覚的な効果を促すものもある。

### ○ヒートアイランド現象

人口集中による大量の熱の放出、都市化によるコンクリートやアスファルトなどの人工物の増加、自動車やエアコンなどによる人工的な排熱の増加及び自然空間の減少により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部特有の局地的な気象。都市部において、郊外部よりも気温が高くなり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから、この名称が付けられている。

### ○ビオトープ

野生の動植物や微生物がありのままの姿で生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。近年では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶことが多い。

### ○フリンジパーキング

都市中心部への自動車の進入を抑制するため、都心部周辺部（フリンジ）に駐車場を整備し、その内側では原則として自動車は進入禁止とし、公共交通や徒歩で移動することを促していくこと。

### ○ペDESTリアンデッキ

歩行者通路と車道を高架等で分離した、駅前広場等に設置される立体式の歩行者専用の通路。立体的に分離することにより、歩行者の安全、快適性の確保と自動車交通の円滑化が図られる。

---

## ○防災生活圈

延焼遮断帯などに囲まれ、地域を小さなブロックで区切って形成された圏域のこと。具体的には、震災時に隣接するブロックへ燃え広がることなく、逃げないですむまちをつくるため、延焼遮断帯の整備と建築物の不燃化の促進等により、防災対策を進めていく地域をいう。

## 【ま 行】

### ○木造住宅密集地域

木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、道路、公園等の公共施設等の整備が十分でないため、住環境の改善が必要な地域をいう。

### ○モール

みどりの多い緑陰のある並木道や散策路が語源。広場やベンチや花壇などを配置した憩い、遊び、集いなどのできる歩行者専用空間のことをいう。

## 【や 行】

### ○ユニバーサルデザイン

性別、年齢、障害のある、なし、などの区別なく、全ての人々が利用しやすいように配慮された製品、建築物、生活空間などのデザインをいう。

社会生活上の障壁を除去するバリアフリーに対し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れていくことがユニバーサルデザインの考え方である。

## 【ら 行】

### ○りっぱな街路樹運動（街路樹管理指針）

「歩きたくなる新宿」をめざし、これまで道路の付属物として扱われてきた街路樹を都市の大事な骨格として、まちを魅力的、かつ、豊かにしていく取組み。

### ○リユース

一度した使用した物や部品などをそのまま再利用すること。不用になった物を再利用する点で、素材として再活用をするリサイクルと区別される。

### ○緑地協定

良好な住環境を創ることを目的に、都市緑地保全法に基づき、一団の土地又は道路・河川等に隣接する土地の所有者等の合意により、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定をいう。

### ○緑被率

一定の地域における、土地の面積に対する緑被地の占める割合。緑被地とは樹木・樹林、草地、屋上緑地等をいう。

### ○ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

---

## ○ライフライン

都市生活や都市活動を支えるために不可欠な、水道、ガス、電気、通信等の供給処理施設や情報通信施設のこと。

## 【わ 行】

### ○ワークショップ

市民参加によるまちづくりの手法の一つで、一般的に、地域に係わる立場や経験、考え方の異なる人が参加し、知恵と工夫を出し合い、地域の抱える課題の整理や解決方策等を検討し、参加者全員の協働作業を通じて成果をとりまとめていくことをいう。

### ○ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような、生活リズムのもてる働き方を調整すること。

### ○ワンルームマンション条例（新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例）

ワンルームマンション等が多数建設されている区において、ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、少子高齢社会に対応した住戸の整備を促し、円滑な近隣関係の維持と良好な居住環境の形成により、さまざまな人が暮らしやすい地域づくりの必要性を考慮し、定められた条例。（平成 16 年 4 月施行）